

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例 10 「窃盗」(①通常版)

<事例>

中学校に勤務するA教諭は、職員室内で、隣の席のB教諭の机の中にあった財布から4,000円を抜き取った。翌日、4,000円が無いことに気付いたB教諭が教頭に相談、同日、校長がA教諭に確認したところ、事実を認めた。校長や教育委員会の聴き取りの際、A教諭は、「オンライン投資やギャンブルで多額の負債が出て消費者金融から借金をした。返済期限が過ぎていたがお金がなく、盗んでしまった。」と話した。管理職には先月から、A教諭が同僚教員にお金を貸してくれと伝えていたことや、空き時間や放課後に頻繁に携帯電話で対応していることなど、教職員から気になる情報が寄せられていた。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。

質問3 この事例の発生後、A教諭、学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。

質問5 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

質問6 この事例を未然に防ぐため、あなたが取り組みたいことは何ですか。

メモ

IV 不祥事類別 研修用ワークシート

事例 10 「窃盗」(②短時間版)

<事例>

中学校に勤務するA教諭は、職員室内で、隣の席のB教諭の机の中にあった財布から4,000円を抜き取った。翌日、4,000円が無いことに気付いたB教諭が教頭に相談、同日、校長がA教諭に確認したところ、事実を認めた。校長や教育委員会の聴き取りの際、A教諭は、「オンライン投資やギャンブルで多額の負債が出て消費者金融から借金をした。返済期限が過ぎていたがお金がなく、盗んでしまった。」と話した。管理職には先月から、A教諭が同僚教員にお金を貸してくれと伝えていたことや、空き時間や放課後に頻繁に携帯電話で対応していることなど、教職員から気になる情報が寄せられていた。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 A教諭の行為によって生じる影響は、どのようなことが考えられますか。(A教諭の責任や損失を含む)

質問3 この事例の発生後、A教諭と学校は、どのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 この事例を未然に防ぐため、学校や教職員は、どのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

IV 不祥事類別 解説

解説：事例 10 「窃盗」

1 事例の問題点

- ・ 児童生徒に対して、「人の物を勝手に持ち出したり、盗ったりしてはいけない」と指導している立場の者が、社会のルールに反する犯罪をしていること。
- ・ オンライン投資やギャンブルなどにより多額の借金を生み出してしまうなど、節度のある行動や金銭管理等ができていないこと。
- ・ 身勝手な理由から同僚を裏切り、児童生徒や職場、県全体の学校教育に悪影響を及ぼしていること。

2 問われる責任

(1) 懲戒処分 of 取扱い

『「教職員の懲戒処分及び公表の指針」 私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例）」より

行為等の態様		基準
2	横領、窃盗、詐欺、恐喝	
	① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員	免職又は停職
	② 他人の財物を窃取した教職員	免職又は停職
	③ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	免職

※ 免職及び停職（飲酒運転を行った場合に限り）の事例にあつては、学校名、氏名、職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

その他、不祥事・懲戒処分の影響の詳細は、第三章を参照ください。

(2) その他、考えられる責任

- 刑事上の責任……拘禁刑、罰金等
- 民事上の責任……損害賠償等

3 発生後の対応

- ・ 正確な事実確認
- ・ 組織的な対応（必要な人員の確保、体制の早期確立等）
- ・ 教育委員会への事故第一報、以降適宜報告。事故報告書の作成、教育委員会へ提出
- ・ 対応窓口の一本化
- ・ 対応記録の作成・保存
- ・ 被害者への謝罪、心のケア等のきめ細かな対応

- ・ 状況により保護者、児童生徒への対応
- ・ 報道機関への対応
- ・ 発生原因の分析、再発防止策の検討と実施

4 防止のためのチェックポイント

- 学校では、教職員一人一人に、私的な行動においても自らを厳しく律する倫理意識の高揚を図るため、研修や指導が行われているか。
- 教職員は、勤務時間外でも、教職員としての高い倫理観や自律心が求められていることを認識しているか。
- 教職員は、過度の遊興にふけったり、借金をしてギャンブルに金をつぎ込んだり、違法であるオンラインカジノに興じたりなど、公務員としてふさわしくない行為をしないよう平素から心掛けているか。
- 学校では、会計管理に係る規程が定められており、校内で現金等を取り扱う場合、金庫等の鍵のかかるところで保管し、速やかに通帳で管理するなどの対応が取られているか。
- 学校では、教職員が児童生徒への対応についての悩みや、個人的な悩みを相談できる体制が十分に機能しているか。
- 学校では、教職員に対して懲戒処分に関する処分基準や公表基準が周知されているか。
- 学校では、不祥事を防止するために管理職が指導力を発揮し、不祥事が発生した場合の学校の管理体制を整えているか。

5 関係法令、通知等（概要）

◎「刑法」

第 235 条（窃盗）

…他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の拘禁刑 又は 50 万円以下の罰金

第 254 条（遺失物等横領）

…遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金若しくは科料

6 類似事例

- 以下の事例は、過去に全国で発生した事案を参考に作成しています。〈 〉内は、過去に行われた処分例を示していますが、実際には状況等によって異なる場合があります。
 - ※ 研修の際は、下記事例を前述のワークシートの事例と入れ替えるなどして活用ください。研修内容や実態等に応じて、記載にある児童、生徒、学校種、学年、性別などの表記を一部加工して活用いただけます。

(類似事例1：窃盗(万引き))

特別支援学校に勤務するA教諭は、冬季休業中のある日、市内のドラッグストアに買い物に出かけた。いつも使っているシャンプーを探したものの見つからず、違うシャンプーとキッチン洗剤、石鹸、ゴミ袋、歯ブラシの5点(計約3,500円相当)を買い物かごに入れレジに向かった。レジに向かう途中、「いつものシャンプーがないのは納得いかない。代金を払う気にならない」と思うようになり、5点を自分のかばんに入れ替えて店を出た。駐車場で店の保安員に制止されるが振り切り、そのまま自家用車に乗って逃走した。途中、A教諭は、万引きした5点を自宅近くの草むらに捨てた。夕方、警察署員がA教諭宅を訪れた。A教諭は当初否認していたが、その後事実を認め逮捕された。翌朝、実名で逮捕の報道があり、学校は同日、緊急保護者会を行うことになった。

〈例：懲戒免職〉

(類似事例2：窃盗(万引き))

小学校に勤務するA教諭は勤務を終えた後、帰宅途中自宅近くのショッピングセンターに立ち寄り、洋菓子3点(900円相当)を万引きした。呼び止めた女性警備員ともみ合いになり、警備員を転倒させて軽傷を負わせた。A教諭は強盗致傷の現行犯で逮捕されたが、起訴猶予処分となった。万引きの動機についてA教諭は「仕事のこと、家庭のことなどでむしゃくしゃしていた。気が動転して自分でも分からない」と話した。

〈例：懲戒免職〉

(類似事例3：窃盗)

高校に勤務するA教諭は、6月のある日、高校から帰宅途中に、喫茶店に立ち寄り、座席に置き忘れられていた財布を見つけた。財布の中を確認し、A教諭は、財布から現金1万円を抜き取った。財布の持ち主が警察に通報し、警察が捜査していたところ、お金を抜き取られた財布が、喫茶店近くの水路に捨てられているのが見つかり、防犯カメラ等からA教諭の犯行であると断定された。

教育委員会の調べに対して、A教諭は、「競馬やパチンコで借金があり、財布を見つけて魔が差してしまった。生徒や学校、被害者に対して非常に申し訳ない」と話した。

〈例：懲戒免職〉

(類似事例4：窃盗)

中学校に勤務するA教諭は、昨年11月の休日に、学校の駐輪場から無施錠だった生徒の自転車を無断で自家用車に乗せ自宅に持ち帰った。今年、11月、その自転車で帰宅中に、警察官に呼び止められ、防犯登録を確認されたところ、別の持ち主のものであることが判明し、発覚した。A教諭は、調べに対して、「衝動的に出来心が芽生えた。鍵がかかっておらず、放置されているので取ってもよいと思った。今思うと教員として、とんでもないことをした。」と話した。自転車は、通勤時に自宅から最寄りバス停までの間で使用されていた。

〈例：懲戒免職〉

(類似事例5：窃盗（不正購入）)

小学校に勤務するA校長は、12月のある日、コンビニエンスストアで、セルフで注ぐコーヒーのMサイズ（100円）を購入した。A校長は機械で注ぐ際、Lサイズ（170円）のボタンを押して注ぎ、店を出ようとした。気付いた店員が呼び止め確認したところ、A校長は不正に購入したことを認めた。店員が警察に通報し、教育委員会に連絡があって発覚した。

教育委員会の調べに対して、今回以外に同様の行為を同じ店で3回、他の店で5回行っていることが分かった。A校長は、「過去に間違えてLサイズを押した際、カップに収まり、店員からの指摘もなかったため、するようになった。校長でありながら不正を犯し、多大な迷惑をかけることになった。申し訳ない」と話した。

〈例：懲戒免職〉